

若桜町監査告示第4号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和2年7月31日

若桜町監査委員 谷 口 秀 昭

同 山 本 安 雄

記

定期監査報告

- 1 監査の実施日 令和2年7月28日(火)
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室 及び わかさこども園
- 3 監査の方法と
範囲 町民福祉課の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
 - (1) シルバー人材センター運営補助金及びシルバー人材センターの活動状況等について
 - (2) 三世代居住支援事業交付金の交付状況等について
 - (3) 工事等の執行状況について
 - (4) わかさこども園に勤務する職員の勤務状況について
 - (5) わかさこども園の実状(園児、待機児童等)等について
 - (6) その他、所管に関する事
- 4 監査の着眼点
 - (1) 3(1)(2)については、目的に沿って執行されているか。
 - (2) 3(3)については、所管する工事や事業の進捗状況は適当か。また、契約の履行が確実に行われているか。
 - (3) 3(4)については、職員の勤務状況は適正か。
- 5 監査の結果
 - (1) 4(1)～(3)を主な着眼点とし、関係書類等を調査するとともに、関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。
 - (2) 3(1)(2)(3)(5)については、特に指摘事項なし。

(3) 3(4)については、有給休暇の取得が平均1日程度であることを聴取した。園児の受け入れや園の運営等にかかる影響を鑑み、また法令順守の観点からも、体制整備の必要性を強く感じた。

(4) 3(6)については、わかさこども園における郵便切手の保管について、受払簿による現物の管理がされておらず、保管場所も無施錠の場所であることを確認した。

今後は受払簿を整備し、紛失事故や盗難を防止するという観点から、施錠可能な適切な場所で厳重に保管するよう見直しされたい。

以上